

倫理規範 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>倫理規範</p> <p>(中略)</p> <p>1. 本規範の対象者</p> <p>本規範の対象となる者(以下「役職員、登録者等」という。)は、本協会<u>基本規程及びその他の諸規定</u>に定める次の団体及び個人とする。</p> <p>(1) 本協会の役職員等(理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務受託者、派遣職員等)</p> <p>(2) 本協会に加盟する以下の団体(以下「加盟団体」という。)</p> <p>① <u>加盟チーム</u></p> <p>② 都道府県サッカー協会</p> <p>③ 地域サッカー協会</p> <p>④ 各種の連盟</p> <p>⑤ 関連団体</p> <p>⑥ Jリーグ</p> <p>⑦ <u>準加盟チーム</u></p> <p>(3) 本協会に登録する以下の個人(以下「選手等」という。)</p> <p>① 選手</p> <p>② 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</p> <p>③ 審判員</p> <p>④ 審判指導者</p> <p>⑤ 加盟団体の代表者</p> <p>⑥ 加盟団体の役職員その他の関係者</p>	<p>倫理規範</p> <p>(中略)</p> <p>1. 本規範の対象者</p> <p>本規範の対象となる者(以下「役職員、登録者等」という。)は、本協会<u>各種規則等</u>に定める次の団体及び個人とする。</p> <p>(1) 本協会の役職員等(理事、監事、名誉役員、評議員、司法機関委員、各種委員会委員、職員、業務受託者、派遣職員等)</p> <p>(2) 本協会に加盟する以下の団体(以下「加盟団体」という。)</p> <p>① 都道府県サッカー協会</p> <p>② 地域サッカー協会</p> <p>③ 各種の連盟</p> <p>④ 関連団体</p> <p>⑤ Jリーグ</p> <p><u>(3) 本協会に登録する加盟するチーム(準加盟チームを含む)</u></p> <p>(4) 本協会に登録する以下の個人(以下「選手等」という。)</p> <p>① 選手</p> <p>② 指導者(監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者)</p> <p>③ 審判員</p> <p>④ 審判指導者</p> <p>⑤ 加盟団体の代表者</p> <p>⑥ 加盟団体の役職員その他の関係者</p>	<p>基本規程廃止に伴う修正</p> <p>基本規則第2条の表現に統一</p> <p>基本規則第2条の表現に統一</p> <p>基本規則第2条の表現に統一</p>

(中略)

2016年6月16日 理事会決定

(中略)

2016年6月16日 理事会決定

2017年5月18日 改正

JFAロングパイル人工芝ピッチ公認規程(ガイドブック) 新旧対照表

現 行	改 定	備考
<p>JFAロングパイル人工芝ピッチ公認規程(ガイドブック)</p> <p>第1条 〔本規程の目的〕</p> <p>本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）<u>基本規程第190条</u>にもとづき、JFAロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第20条 〔施行〕</p>	<p>JFAロングパイル人工芝ピッチ公認規程(ガイドブック)</p> <p>第1条 〔本規程の目的〕</p> <p>本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）<u>付随的事業規則 第4節 施設及び用具 第11条（施設・用具の認定）</u>にもとづき、JFAロングパイル人工芝ピッチの公認制度（以下「本制度」という）に関する事項について定める。</p> <p>第20条 〔施行〕</p> <p><u>本規程は、2017年 5月 18日から施行する。</u></p>	